

(16) 都市計画法(昭43法100)

- (i) 地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を、2018年度中に地方公共団体へ通知する。
- (ii) 法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。
- (iii) 都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。
- (iv) 開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令25条6号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象になり得ること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年中に周知する。
- (v) 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する。